

令和七年

鹿児島県議会

決算特別委員会会議録

第九号（工業用水道部）

一、委員会を開催した年月日、場所
産業経済委員会室
令和七年十月十七日（金曜日）

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	〃
小川 みさ子	〃
しらいし 誠	〃
田畑 浩一郎	〃
大久保 博文	〃
前野 義春	〃
柳 誠子	〃
藤崎 剛	〃
田之上 耕三	〃

三、欠席した委員の氏名

岩重 あや	委員
-------	----

四、出席した委員外議員の氏名
なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

土木部	木佐貫 浄治	工業用水道部長
	前畠 実	工業用水道部次長
	内 幸喜	工業用水課長
監査委員事務局	松菌 英昭	代表監査委員
	柿内 一樹	監査委員事務局長
	寺原 衛吾	次長兼監査第一課長
	平田 小百合	監査第二課長
	徳田 洋	特別監査監督

議会事務局

片野田 真知子	委員会第三係長
上今 朋未	委員会第五係長

六、会議に付した事件

(一) 議案

議案第九三号

令和六年度鹿児島県工業用水道事業特別会計について
認定を求める件

七、審査経過

午前十時開会

○永井委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本日は、企業会計の決算審査であります。

それでは、議案第九三号令和六年度鹿児島県工業用水道事業特別会計決算について認定を求める件を議題といたします。

はじめに、工業用水道部長の総括説明を求めます。

○木佐貫工業用水道部長 令和六年度鹿児島県工業用水道事業決算の概要につ

きまして、決算書により、御説明いたします。

決算書の八ページをお願いいたします。

一 概況の(一)総括事項でございます。

工業用水道事業につきましては、鹿児島臨海工業地帯一号用地及び二号用地に立地する企業に対しまして、工業用水を供給するとともに、万之瀬川施設の維持管理及び改良事業等を実施したところでございます。

ア 鹿児島臨海第二期工業用水道事業につきましては、令和六年度は、給水先事業所数四十四事業所、一日平均給水量一万六千立方メートルとした計画に対しまして、給水先事業所数では四十四事業所、給水量では一日平均一万六千三百七立方メートルの実績となったところでございます。

営業成績につきましては、総収益三億六千四百四十八万円余りに対し、総費用三億三千百七十一万円余りで、差引二千九百七十七万円余りとなり黒字となったところでございます。

また、鹿児島市との共同施設や川辺ダムの維持管理等につきましては、鹿児島市水道局及び河川管理者にそれぞれ委託して行っているところでございます。

次に、(二)経営指標に関する事項でございます。

これは、令和六年度における経営成績を示す指標でございます。

経営の健全性を示す経常収支比率は、物価高騰等により費用が増加したことな

どから前年度より減となっており、料金水準の妥当性を示す料金回収率についても、同様の理由により前年度より減となっております。

法定耐用年数を経過した管路の割合を示す管路経年化率及び更新した管路の割合を示す管路更新率については、変動ございません。

十ページを御覧ください。

三 業務の(二)業務量の表は、月別の給水状況でございます。

(二)事業収益に関する事項の表は、事業収益の内訳を示したもので、対前年度比較の増減額は、合計で八百万円余り増加となっております。

事業収益が前年度に比べて増加した理由は、給水収益や受取利息の増加等によるものでございます。

十一ページを御覧ください。

(三)事業費用に関する事項の表は、事業費用の内訳を示したもので、対前年度比較の増減額は、合計で三百二十二万円余り増加となっております。

事業費用が前年度に比べて増加した理由は、事業運営費用であります総係費の増等によるものでございます。

四 会計の(二)企業債及び一時借入金の場合でございますが、ア、企業債につきまして、償還高は一億七千三百十六万円余りで、年度末現在高は、二十六億八千八百円余りとなっております。

また、イ、一時借入金につきましては、該当事項はございません。

令和六年度の単年度収支は、三期連続の黒字となったところでございますが、今後の事業運営につきましては、万之瀬川施設の整備費の財源として借り入れた企業債の償還が長期にわたりますことから、令和三年三月に策定している県工業用水道事業経営戦略に基づき、引き続き、工業用水の安定供給に努めながら、契約水量の維持・拡大、運営経費の節減に取り組み、経営の安定化を図ってまいります。

以上で、令和六年度鹿児島県工業用水道事業決算の概要説明を終わります。

なお、詳細につきましては、後ほど工業用水課長が説明いたします。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、代表監査委員の決算審査意見をお願いいたします。

○松蘭代表監査委員 令和六年度の工業用水道事業決算の審査意見につきまして、提出しております決算審査意見書に基づき、その概要を御説明申し上げます。なお、この審査意見書は、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、知事から審査依頼のあったものに対し、審査したものでございます。

四ページをお開きください。

第一、審査の概要でございますが、審査対象は令和六年度工業用水道事業の決算でございます。審査に当たりましては、既に実施した定期監査等の結果も踏まえながら、同事業が予算の執行や収入支出など財務に関する事務が適正に行われているか、決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、常に企業の経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかを主眼として、決算書や会計諸帳簿等の照合等を実施したほか、関係部局の説明を聴取するなど、慎重に審査を行ったところであります。

次に、第二、審査の結果でございます。

決算諸表につきましては、地方公営企業法及び関係法規に準拠し、地方公営企業に係る会計原則に基づき作成され、その計数は、正確で事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しております。

また、事業の運営は、地方公営企業の経営の基本原則に沿って行われており、財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると認められたところであります。

次に、第三、審査の意見でございますが、一の経営状況につきましては、ただ今、工業用水道部長から説明があり、この後、工業用水課長からも説明がありますので、以下十ページまでの説明は割愛させていただきます。

十一ページを御覧ください。

二の意見について、御説明申し上げます。

ここでは、工業用水道事業を取り巻く経営環境等を踏まえ、今後の運営につきまして、監査委員としての意見を記載しております。

工業用水道事業につきましては、給水先事業所との意見交換等による給水収益の確保、施設の適正な維持管理や経費の節減等に努め、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化を図っているとあります。

令和六年度の決算は、事業収益三億六千四百八十八万余円に対し、事業費用三億三千七百七十一万余円で、事業収支は二千九百七十七万余円の純利益となり、三年連続の黒字となっておりますが、人件費や物価高騰により、前年度より二百十四万余円減少しております。

工業用水道部においては、令和二年度に策定した鹿児島県工業用水道事業経営戦略に基づき、計画的な万之瀬川の取水施設や水管橋の補修、薬品費等の節減に努めているところであり、今後の運営に当たっては、一定の給水収益が見込まれること、当面は大規模な施設修繕等を予定していないことなどから、令和六年度と同程度の収支に落ち着くことが予想されるものの、企業債の元金償還等が高水準で推移することなどを踏まえ、引き続き、施設の適切な管理や営業費用などの経費の抑制に努める必要があります。

また、収益の確保を図るため、給水先事業所の動向を注視しながら、給水契約の継続・拡大に努めるとともに、金利の動向を踏まえた効果的な資金の運用を図るなど経営の安定化に取り組む必要があります。

鹿児島県工業用水道事業については、このような取組を進めることにより、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化が図られるよう一層の努力を求めるところであります。

以上で、決算審査意見の概要について説明を終わります。よろしくお願ひします。

○永井委員長 次に工業用水課長の説明を求めます。

○内 工業用水課長 令和六年度鹿児島県工業用水道事業決算につきまして、お手元の決算書により、御説明申し上げます。

三ページを御覧ください。

一、令和六年度鹿児島県工業用水道事業決算報告書でございます。

この決算報告書に記載の金額は、原則として消費税及び地方消費税を含まない金額となっておりますが、三ページの金額は、予算額と比較するため、消費税及び地方消費税を含んだ金額となっております。

(一) 収益的収入及び支出は、事業活動に係る収支を示すもので、一段目の表の収入につきまして、営業収益、営業外収益を合わせた決算額は、三億八千八百

十四万二千円余りで、予算額に比べ、三百四十六万七千円余りの増となっております。

二段目の表の支出につきまして、営業費用、営業外費用を合わせた決算額は、三億五千七百三十六万八千円余りとなっております。不用額が二千九百八十一万四千円余り生じておりますが、これは、災害等の緊急時に対処するため減額補正を行わなかった浄水処理に要する薬品費や委託料の執行残、共同施設の維持管理等に係る負担金の確定などによるものでございます。

(二)資本的収入及び支出は、施設整備の財源となる企業債や固定資産の取得及び処分に係る収支を示すもので、収入につきましては、企業債の新たな起債などの収入がなかったため、なしでございます。

一番下の表の支出につきまして、施設整備のための建設改良費と企業債償還金を合わせた決算額は、一億八千四百九十九万五千円余りとなっております。

不用額の四万二千円余りにつきましては、企業債償還金の確定等に伴うものでございます。

次に、四ページを御覧ください。

二、損益計算書でございます。

この損益計算書は、先程の収益的収入及び支出の決算額から消費税及び地方消費税を抜いて整理した財務諸表でございます。

一、営業収益のうち、(一)給水収益は、工業用水の給水による収入、(二)その他の営業収益は、給水先事業所が給水施設の工事を行う際の設計審査等に係る手数料収入でございます。

二、営業費用のうち、(一)総係費は、工業用水道事業の運営に要した人件費や委託料などの費用、(二)減価償却費は、保有する固定資産に係る定額法による減価償却費でございます。営業収益から営業費用を差し引くと、六千四百一十一万九千円余りの営業損失となっております。

三、営業外収益の(一)受取利息及び配当金は定期預金等の受取利息、(二)長期前受金戻入は資産の減価償却において、当年度減価償却額に占める補助金・負担金相当額を取り崩して収益化した額、(三)雑収益は、行政財産使用料等でございます。

四、営業外費用の(一)支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の支払利息でございます。営業外収益から営業外費用を差し引いた九千九百十九万円余りから先程の営業損失を差し引いた二千九百七十七万七千円余りが経常利益でございます。

五、特別損失はないため、経常利益の二千九百七十七万七千円余りがそのまま当年度純利益となっております。ところでございます。

さらに、この当年度純利益と前年度からの繰越利益剰余金一億五千七百五千円余りを合算した一億八千六百八十二万四千円余りが当年度末処分利益剰余金でございます。

五ページを御覧ください。

三、剰余金計算書でございます。

資本金の年度末残高は、四億九千九百二十二万七千円余りで、前年度から変動はございません。

また、剰余金のうち、資本剰余金は、万之瀬川施設の土地の取得等に充てられた工事負担金等でございます。合計額は八億二千二百九十九万二千円余りで、前年度から変動はございません。

四、剰余金処分計算書でございます。当年度末処分利益剰余金一億八千六百八十二万四千円余りにつきましては、全額を翌年度繰越利益剰余金として繰り越すこととしております。

六ページを御覧ください。

五、貸借対照表でございます。

資産の部の一、固定資産のうち、(一)有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までとなっております。取得価格から減価償却累計額を差し引いた当年度末の有形固定資産合計は、四十九億七千七百四十五万五千円余りとなっております。

有形固定資産合計と無形固定資産合計を合わせた固定資産合計は、四十九億七千七百二十五万五千円余りとなっております。

二、流動資産でございます。現金預金が十一億五千五百八十八万円余り、未収金は令和七年三月分の工業用水使用料等二千四百八十八万六千円余りとなっております。流動資産合計は、十一億八千六十八万六千円余りとなっております。

固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計は、六十億九千七百八十九万二千円余りとなっております。

七ページの負債の部の三、固定負債は、令和八年度以降に返済期日が到来する企業債で、二十四億三千二百六十六万二千円余りとなっております。

四、流動負債は、令和七年度中に返済期日が到来する企業債や、令和六年度末における未払金、期末手当等に係る引当金などで、一億九千八百十一万五千円余りとなっております。

五、繰延収益の(一)長期前受金は、固定資産の取得や改良に充てた補助金・負担金相当額、(二)収益化累計額は、長期前受金を取り崩して収益計上した累計額でございます。差し引きは、繰延収益合計の十九億五千八百九十七万円余りとなっております。

固定負債合計、流動負債合計及び繰延収益合計を合わせた負債合計は、四十五億八千九百七十四万七千円余りとなっております。

次に、資本の部でございますが、六、資本金は、四億九千九百十二万七千円余り、七、剰余金につきましては、(一)資本剰余金の合計と(二)利益剰余金の合計を合わせた剰余金合計が、十億九百一十六千円余りとなっております。

また、資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は、十五億八百四十四万四千円余りとなっております。この資本合計と負債合計を合わせた負債資本合計は、六十億九千七百八十九万二千円余りで、六ページの資産合計と一致しております。

八ページから十一ページにつきましては、先程の工業用水道部長の総括説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、令和六年度工業用水道事業決算審査説明資料につきまして、御説明申し上げます。

三ページを御覧ください。

一、令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明につきましては、該当事項はございません。

次に、二、前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明のうち、項目一の(一)に関する未収債権につきましては、該当ございません。

項目一の(二)県有財産の有効活用につきましては、処理説明欄に記載のとおり

り、永田川施設における非常用水源として当時の建設省から譲与を受けたさく井敷地につきましては、今後の活用が見込めなくなったことから、処分を検討しているところでございます。

処分につきまして、当該土地が鹿児島市の土地区画整理事業区域内にあることから、同事業の進捗を踏まえるとともに、関係部局とも調整を図りながら検討を進めてまいります。

次の項目二及び項目三につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 説明が終わりましたので、まず、決算審査意見について、代表監査委員に対する質疑をお願いいたします。

○藤崎委員 決算審査意見書の記載内容についての質問ということで、こちらで答えられるかどうかわかりませんが五ページのところで、施設の利用状況の表がございますが、今回この六年度決算におきましても、ある程度良い数字が出ているというのには理解しているところでございます。

その中で、この六年度に至る要因になりましたのが、供給単価のところの値上げを三段階でこれまでやってきたと理解をしておりますが、ここに出ている四十五円という数字の前の数字がおそらくあるかと思うんですが、その辺は監査委員でのお答えになりますか、それとも担当部署になりますか。

○内 工業用水課長 令和三年度から一立方メートル当たり四十五円という料金になっておりますけれども、平成二十六年まででは二十四円だったものを三段階で料金改定を行いました。平成二十七年から三十二円、令和元年度から四十円、令和三年度から四十五円という形で三段階で上げてきているところでございます。

○藤崎委員 その過程におきまして、利用者の側との協議、それから合意はそれぞれ丁寧にやってきたかと思いますが、その辺はやはりうまくいったということでの値上げが実現したのでしょうか。

○内 工業用水課長 最初は三段階というのではなくて、パンと料金を上げるということで説明をしたところ、やはり事業者さんから上げ過ぎじゃないかというような意見もあって、段階的に上げていくという案を提案したところ御理解をい

ただいたと聞いております。

○柳 委員 監査委員の意見で、十一ページになりますけれども、事業収益が三億六千四百八十八万円余ということに対して、事業費用が三億三千七百七十一万円余ということ、三年連続の黒字で、これだけ物価高騰が続く中で、三年連続黒字ということとは非常にありがたいことだと思っております。

でも純利益は前年度よりも二百十四万円余減少しているということですね。人件費も高騰していますし、また、この秋からまた最低賃金も一気に上がったわけでございますので、人件費、そしてまた物価高騰、様々なものが物価上がっておりますので、これまでも純利益ももちろん満たしてはいるんですけども、今後とも非常にどうなるかなあとという不安は持つてらっしゃると思うんですけども。前年度よりも減少ということ、その前の年に比べると、やはりこの三年ぐらいは若干の減少があるのかどうかということ、あと、今年度は少し気になるところではあるんですけども、それについて、もし伺いできればお聞かせいただきたいと思えます。

○内 工業用水課長 令和六年度は、二千九百七十七万千円の黒字でございますが、令和五年度、その前の年度は、三千百九十一万千円の黒字。さらにその前の令和四年度は、五千二十万二千円の黒字ということで、五千万から二千百万、二千九百万という形で少しずつ黒字は黒字なんですけども、利益が少し落ちてきているというような状況でございます。

○柳 委員 そうだろうなと思えますよね。これだけやはり物価高騰が続きますと今年度も非常に気になるところではあります。今年度がどういう状況になつていくのかですね。

それと、この人件費というところでは、ごめんなさい、人件費ではなく、物価高騰ですね、物価高騰で一番この影響を受けている部分というのは、どういうところなんでしょう。

○内 工業用水課長 いろいろな点検とか監視、あるいは汚泥の処理などを外部に委託をしているものですから、その委託料はやはり上がってきてます。やはり人件費が上がって、委託業者の民間事業所さんの人件費も上がるので、委託料がじわじわ上がってきているような状況でございます。

○田之上委員 監査意見の中で、利益は出ているということですが、引き続き、給水契約の継続・拡大に努めるという文言がありますが、監査委員の意見の中で、継続・拡大ということで、今後、給水が拡大を見込める状況なのか、そのあたりはどうなんでしょう。

○松蘭代表監査委員 具体的見込みについては、この後、工業用水課長にお聞きしていただきたいと思いますが、現在、先ほど部長の説明にもありまして、四十四事業者に契約していただいております。実質的な対象面積等を考えますと、事業者数が今後増えていくというのはなかなか難しいのかなと思えますけども、ただその契約先の給水量の増とか、そういったものについては引き続き働きかけ、全体としては水の使用料を減らそうというような動きもありますけれども、相手方によりましては、給水量が増えているところもございまして、そういったところについても一段階上の契約をしてもらうとか、そういう取組を今後やっていく必要があるということを考えておりますけども、それは可能性は当然あると思っております。

○田之上委員 四十四事業者の中で、事業課に聞いたほうがいいんでしょうが、監査の中で、給水の状況で一番使っている企業というのが、今後、どういう傾向になっていくのか、増える傾向なのか、あるいは削減をしていく企業としての見込みというのはわからないんですか。

○松蘭代表監査委員 個別の企業の今後の需要見込みについてはなかなか私も監査が及ばない部分もありますので、その点については工業用水課長にこの後お尋ねいただければと思います。

○田之上委員 分かりました。

○大久保委員 全体の事業収支において営業収支と営業外収支の組合せなんですけども、営業の方がマイナスで営業外収支の方が黒字ということで、合わせて、全体が黒字化されてるんですが、この営業外収支に依存している傾向についてはどのように評価されるのか伺います。

○松蘭代表監査委員 ただいま収益の中の事業収益と事業外収益のお話がございます。この決算書の十ページを見ていただくと下の方で、事業収益と事業外収益という決算書の十ページを見ていただきますと下の方で、事業収益と事業外収益という

ことで六年度で申し上げますと、営業収益二億六千万円余りに対しまして、事業外収益が九千四百万ということで、この中で利息等も増えておりますけれども、大きなものはやはり長期前受金の戻入ということで、過去投資をしたその減価償却見合い分のをここで計上しておりますので、全体としてはその営業収益が当然大きいわけですが、営業外収益の中のこの長期前受金、受けた減価償却がどんどん進んでまいりますので、この分については一定の金額を押し上げていくものと考えております。

○大久保委員 分かりました。全体の構造の中で健全経営に努められている方向が示されたとは思いますが、またこういう形でしっかりと財務管理を努めながら事業に取り組んでいただきたいと期待しております。

○永井委員長 他に、代表監査委員に対する質疑はありませんか。

ほかにないようですので、代表監査委員及び監査委員事務局は退席されて結構です。

引き続き、当局に対して質疑をお願いいたします。

○藤崎委員 六年度の決算に至る前の前段階で、いろいろ経営改革をしてきた過程があるかと思いますが、まずは大きな要因でありました、永田川導水が終わって万之瀬導水に完全移行した年度を確認させていただきます。

○内 工業用水課長 平成三十一年四月になります。

○藤崎委員 それに伴って、永田川に係る施設の処分もされて、一応売却して、それが収入として入ってきた部分もあるかと思いますが、売却も進んでいる部分、まだ終わっていない部分あると思いますが、終わった部分とそれからまだ残されている部分をお示しくください。

○内 工業用水課長 永田川の取水場と浄水場の跡地がございました。

取水場は、今のJ Rの谷山駅の正面ぐらいいにあったんですけれども、令和元年度に一般競争入札で売却をしまして、一億九千五十万円の収入になったところがございます。

浄水場は、今の産業道路のニトリの道路向かい側の付近にあったんですけども、そちらも令和二年度に一般競争入札で売却をいたしまして、八億五千万円で売却されたところでございます。

その他、永田川の施設関係はもう全て処分が終わっておりますが、先ほど審査説明資料で説明した一ヶ所だけですね、井戸の敷地が一ヶ所だけ残っております。上福元町にあるんですけども、そこが今、谷山地区の区画整理事業に当たっているものですから、その区画整理事業が終わって、終わったというか仮換地まで終わって補償協議まで終わったら、そちらを売却する予定でございます。それまで終わればもう処分を全て終わるということになります。

○藤崎委員 今後の焦点は、企業債の元金返済かと思いますが、令和三年度から始まっていて、六年度の資料では一億七千三百六十六万円の返済しておりますが、概ねこの金額を目安として、今後も返済を続けていくという考え方でよろしいでしょうか。

○内 工業用水課長 今の御質問であったとおり、令和六年度は一億七千三百万円の償還だったんですけども、令和七年度が一億七千七百万円に上がります。ただこれがピークでございまして、そのあと、一億六千九百万、そして一億四千万、一億三千四百万、一億五百万という形で、徐々に減っていきます。これは、永田川の大規模改修をしたときの企業債も残っております。永田川の企業債が令和十一年度で償還が終わりますので、令和十二年度以降は一億五百万ぐらいで横ばいになっていく予定でございます。

○藤崎委員 理解いたしました。安定経営にお願い申し上げます。

○田之上委員 この四十四業者の中で、一番今使っている業者というのはどの業者ですか。

○内 工業用水課長 審査説明資料にパンフレットというか地図をつけてございます。九ページの右のほうに具体的な企業名を載せてございます。そちらの中で、一番水を使っておりますのは、二号用地の⑩サナスというところで、でん粉を製造するサナスさんが一日三千六百トン水を使っております。

二番目に使っているのは、一号用地の④七ツ島バイオマス発電所、こちらが一日に三千三百トン契約をいただいているところでございます。

○田之上委員 いたしますと、今後、水量をこの企業の中で増やす企業というのが、今の他にないと理解すればいいですか。

○内 工業用水課長 今契約いただいているこの四十四事業所さんの契約水量は

ほぼ、今後変わらないと思います。横ばいといいますか。アンケートなどを取ってもいるんですけども、今の契約水量を維持しますという回答が多いところがございます。もし今後増やすとなると、一号用地二号用地に今、事業される企業さんが土地を売られて、そこに水利用型の工場とか何かが入って、新しく入ってくる、そういうときに、新規で契約をする可能性はございます。

あとは今事業をやっている中で、生産量が増えるとか、取扱量が増えて、契約水量を増やすという可能性はないことはないんですけども、それほどめったにはないという状況でございます。

○田之上委員 今の図面を見た場合に、今おっしゃいましたとおり、新しい水を今後供給できるような企業がまだ誘致できる場所があるんですか。

○内 工業用水課長 全て完売済みですので、新規で入ってくるのはないんですけど、今、事業をやっているんだけども事業を辞めると、辞めた後に、その土地を買った企業さんが水利用型ということが可能性としてあります。実際この表の一号用地の一番下の二十六番の児湯食鳥鹿児島工場が、令和五年度に新しく入ってこられて新規で契約をした企業になります。

○田之上委員 今まで単価の問題も出ましたが、今後の経営として、水の単価そのものは今の状況でいいのか、あるいはまだ上げていかなければならない状況が出てくるのか、その辺りの状況というのはどのように判断されてるんですか。

○内 工業用水課長 先ほど来御説明しておりますように、単年度の事業収益では黒字で、三年連続黒字にはなっております。

一方で、人件費とか物価も上がってきていて、経費が上がってきておりますので、黒字は黒字なんですけど、その黒字額が少しずつ減ってきている状況にあります。

そしてまた今後は、企業債の支払い利息が十年おきに見直されるんですけども、ちょうど平成三十年前後に借りた企業債が多いので、令和十年程度ぐらいにその利息の改定がある予定です。そうすると、払う利息がおそらく大分上がると思います。ですので、そういった利息はどのぐらい上がるのか、そして今後人件費とか物価の上昇がどのように影響してくるのか、そこら辺を見極めながら、料金の改定はしていく必要があると思います。その際にも、他の県の工業用水の料

金とか鹿児島市の水道料金とか、そういうのも見ながら検討していくことになると思います。ただ当面、四十五円でやっていく予定でございます。

○田之上委員 他県の状況の単価と比べるとどのような状況なんですか。

○内 工業用水課長 九州、沖縄の県営事業が十二あるんですけども、四十五円以上の事業所が五ありますので、四十%ぐらいが四十五円以上ということになっていきます。特に福岡とか熊本あたりの工業用水は、大体四十五円とか五十円とか、そういう料金設定になっているところですよ。

○田之上委員 結構です。

○柳 委員 鹿児島県の工業用水道事業経営戦略、これは令和二年度に策定となっておりますが、これは何年度ごとに策定見直しをされてるんでしょうか。

○内 工業用水課長 委員御指摘の経営戦略につきましては、令和三年度から二年度までの十年間の経営戦略でございます。これまでのところ見直しをしていないんですけども、今年度はちょうど中間年度の五年目に当たりますので、今年度改定をする予定でございます。

○柳 委員 分かりました。薬品費にどれぐらいかかっていて、節減にも御苦労されてるんだろうなと思うんですが、この薬品費がその前年度と比べて令和五年度と比べてどうなったのか、今後についてはその見通しというのはどのように考えてらっしゃるのかまで教えてください。

○内 工業用水課長 薬品費は、令和二年度には四百十九万、約五百万程度年間使ってたんですけども、少ない量で効果が上がる薬品はどれかというのを、令和二年度ぐらいからこれを幾つか試してみても、一番少量でも、凝集が高いというものを選定することで、薬品費を節約することができております。令和二年度が四百九十一万九千円だったものが、令和六年度は二百九十七万六千円ということ、約二百万ほど削減がなされたところです。ただ、単価はやはり少しづつ上がってはきておりますが、引き続き、この効果の高い、少ない量で効果が上げられる薬品を選定して使っていきたいと考えております。

○柳 委員 非常に物価高騰の中でそうやって薬品費をいろいろな工夫をされているということが分かりました。

○前野委員 料金計算の関係が五ページにあるんですが、処分計算書もあります

けれども、工業用水道事業会計の中で、今、諸物価も値上がりをしていくと、赤字は出てくるけれども、徐々に減っていくという話があるんですが、一般会計でいう財政調整に充てるような基金というのはどこを見ればいいんですか。

○内 工業用水課長 決算書の十二ページのキャッシュフローの計算書の一番最後の数字、要は資金ですね、資金残高、ここが基金というものはないんですけども、手持ちの内部留保資金が今、十一億五千五百万円、これは三月末時点でこの後また未収金が入ったりしてるので、最終的には十一億六千万ぐらい資金が残っているところです。

○前野委員 分かりました。名前は財調基金じゃないでしょうけれども、この特別会計の、工業用水道の会計の、突発的なものが起こったとか、あるいは財政上の問題が発生したとかですね、予期せぬような予期されないような、出費が伴うとかですね、そういったようなものには、今ここに記載してある十一億五千万なにかしを活用ができるという理解をしておけばいいわけですね。

○内 工業用水課長 はい。委員御指摘のとおりでございます。

○永井委員長 他にありませんか。他にないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第九三号を、採決いたします。

取り扱い意見をお願いします。

○藤崎委員 意見を申し述べます。

令和六年度の鹿児島県工業用水道事業決算における事業収支は、御説明がありましたとおり、前年度が三千九十一万余円の純利益に対して、二千九百七十七万余円の純利益とありました。

内容としまして、前年度と比較しますと、事業収益につきましては、超過使用水量の増に伴い給水収益が増加するとともに、預金利息の上昇に伴う受取利息の増により増加しております。

一方、事業費用につきましては、労務費の上昇による人件費や委託料の増により増加しております。事業収支は、前年度と比べて二百十四万余円減少となっております。

今後の工業用水道事業の運営については、平成二十六年度の条例改正に基づき、

令和三年四月までに給水使用料を段階的に引き上げを行ったことから、一定の給水収益の確保がなされていると確認しました。当面は大規模な施設修繕等を予定されていないとのことでしたので、令和六年度と同程度の収支に落ち着くものとされていますが、万之瀬川施設の整備費や永田川施設の処分費等の財源として借り入れた企業債の元金償還等が大きな焦点であります。

このため、万之瀬川施設の適正な管理に努めつつ、人件費上昇、委託料上昇など動向の情報を収集しながら営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、給水先事業所とよく意見交換し、引き続き給水契約の継続・拡大に努め、県工業用水道事業経営戦略に基づき、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化を図られるよう一層の努力をされることを要望しつつ、議案第九三号令和六年度工業用水道事業決算につきましては、これを認定することによって御提案申し上げます。

○永井委員長 ほかに御意見は、ありませんか。

それでは、議案第九三号について、採決いたします。

議案第九三号について、認定することに御異議ございませんか。
御異議なしと認めます。

よって、議案第九三号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、工業用水道事業関係の審査を終了いたします。

ここで執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。執行部の皆さんは退席されて結構です。

午前十時四十七分散会